

福岡県公報

平成二十四年十二月二十八日
第三千四百五十八号
増刊 ②

目次

規則 (第五十九号-第六十号)

○福岡県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則 (畜産課) ……………九
○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 (医療指導課) ……………九

議会

○福岡県議会会議規則の一部を改正する規則 (議会事務局議事課) ……………十八
人事委員会

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二十二

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二十二

規則

福岡県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十九号

福岡県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

福岡県養ほう振興法施行細則 (昭和三十年福岡県規則第三十一号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県養蜂振興法施行細則

第一条中「細則は」を「規則は」に、「養ほう振興法 (昭和三十年法律第八十号)

以下「法」という。)を「養蜂振興法 (昭和三十年法律第八十号。以下「法」という。）」に、「養ほう振興法施行規則 (昭和三十年農林省令第四十五号 (以下「規則」という。))」を「養蜂振興法施行規則 (昭和三十年農林省令第四十五号。以下「施行規則」という。))」に改める。

第二条の見出し中「養ほう業者」を「蜜蜂飼育」に改め、同条第一項中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育を行う者」に、「みつばち飼育届」を「蜜蜂飼育届」に改め、同条第二項中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育を行う者」に、「みつばち飼育変更届」を「蜜蜂飼育変更届」に改め、同条に次の一項を加える。

3 施行規則第一条第二項第三号に規定する都道府県知事が認める場合は、野生の蜂群を利用する場合をいう。

第三条の見出し中「転飼養ほう」を「転飼養蜂」に改め、同条中「養ほう業者」を「養蜂業者」に改め、「規定による」を削り、「うけようとする」を「受けようとする」に、「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に改める。

第四条中「転飼」を「法第四条第一項」に、「き損」を「毀損」に、「うけなければならぬ」を「受けなければならない」に改める。

第五条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に、「第七条」を「第十条第一項」に、「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「みつ源」を「蜜源」に、「ほう群」を「蜂群」に改め、同条第二項中「みつ源」を「蜜源」に、「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「ほう群」を「蜂群」に改める。

第六条の見出し中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同条中「第一項の規定によるはちみつ」を「法第七条第一項に規定する」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(身分証明書)

第七条 法第九条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第六号によるものとする。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

蜜蜂飼育届

年 月 日

福岡県知事 殿

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

通信連絡先 (電話番号)

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1 新規・継続の別

新規 継続

2 飼育計画

年 1 月 1 日現在飼育蜂群数 () 群				
飼育期間	群数	飼育場所	左の土地所有者名	主な蜜源
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				

3 その他

- (1) 蜜蜂の種類 ニホンミツバチ・セイヨウミツバチ
- (2) 販売 する・しない

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 飼育計画は 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までについて記入すること。
- 3 飼育場所は字、番地まで記入すること。
- 4 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

様式第 2 号(第 2 条関係)

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定により下記のとおり変更届を提出します。

記

- 1 変 更 事 項
- 2 変 更 理 由

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

様式第3号(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

通信連絡先(電話番号)

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

	転飼申請直前の飼育場所	転 飼 し よ う とする場所	左の土地所有者住所氏名	転飼蜂群数	主な蜜源	転 飼 期 間	飼養管理者住所氏名
1						月 日から 月 日まで	
2						月 日から 月 日まで	
3						月 日から 月 日まで	
4						月 日から 月 日まで	

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 転飼しようとする場所は字、番地まで記入すること。
- 3 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- 4 この申請書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請様式として利用できます。

様式第 4 号(第 4 条関係)

転飼許可証再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

転飼場所

通信連絡場所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

転飼許可証を 亡失毀損 したので、再交付願いたく、福岡県養蜂振興法施行細則第 4 条の規定により、申請します。

備考 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

様式第5号（第6条関係）

（イ）添加物のない場合

内 容 重 量	グラム
添 加 物	な し
精 製 年 月 日	年 月 日
販 売 業 者 名	氏 名

（ロ）添加物のある場合

内 容 重 量	グラム
添加物の種類およびその割合	%
	%
精 製 年 月 日	
販 売 業 者 名	氏 名

様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第6号(第7条関係)

(表)

<p>養蜂振興法第九条第一項の規定により 立入検査をする職員の身分証明書</p>	<p>(罰則) 第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは 虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨 して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十萬 円以下の罰金に処する。</p>
---	--

(裏)

<p>第三(養蜂振興法第九條及び立入検査) 第九條、又、養蜂業者に対し、この法律の施行に必要な限度にお め、又は、養蜂業者の職務、業務、事業その他の報告を な場所、立入り、飼育の状況若しくは巢箱、書類 その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるこ とができる。 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を 示す第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため に認められたものと解釈してはならない。</p>	<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日 交付</p> <p style="text-align: center;">官 職</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; padding: 5px;">知事印</div> <p style="text-align: center;">氏 名 生 年 月 日</p>
--	--

備考 1 用紙の大きさは縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線で二つ折りとする。

2 写真のサイズは縦30ミリメートル、横20ミリメートルとする。

附則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六十号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十八年福岡県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第七号までを次のように改める。

様式第 2 号(第 4 条関係)

ホチキス位置

准 看 護 師 免 許 申 請 書

年 月 施行		都 道 受 験 番 号							
年度准看護師試験合格	施行地	府 県 (合格番号)							

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無 _____
- 2 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)
有・無 _____
- 3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)
有・無 _____

上記により、准看護師免許を申請します。

年 月 日

住 所	(〒) 福岡県
-----	-------------

本籍地コード		連絡先 電 話	
--------	--	------------	--

本 籍 (国 籍)	都 道 府 県
----------------	------------

フリガナ (氏)	(名)
----------	-----

氏 名	印
-----	---

フリガナ	
------	--

通 称 名	
-------	--

生 年 月 日	元号		年		月		日	性 女 F
								別 男 M

福岡県知事 殿

※ 医療指導課受付印	※ 保健福祉(環境)事務所受付印	※ 申請手数料収入
		番 号 No. _____
		年 月 日 _____
		金 額 _____
		印

様式第3号(第4条関係)

□ 准看護師籍(名簿)訂正・免許証書換交付申請書
(旧規則)

ホチキス位置

登録番号	第	号	登録年月日	元号	年	月	日
------	---	---	-------	----	---	---	---

変更を生じた事項(変更部分のみ記入)

	変 更 前	変 更 後 (第 1 回)	変 更 後 (第 2 回)
本籍地コード			
本 籍 (国 籍)	都 道 府 県	都 道 府 県	都 道 府 県
フリガナ	(氏) (名)	(氏) (名)	(氏) (名)
氏 名			
生 年 月 日	元号 年 月 日		
変更の事由		1 結婚 2 離婚 3 転籍 4 養子 5 記載 6 その他	1 結婚 2 離婚 3 転籍 4 養子 5 記載 6 その他

上記により、 籍(名簿)訂正・免許証書換交付を申請します。
年 月 日

住 所	(〒)
申 請 者 氏 名	印 性 別 F 女 M 男 連 絡 先 電 話

福岡県知事 殿

※医療指導課受付印	※保健福祉(環境)事務所受付印	※申請手数料収入
		番 号 No.
		年 月 日
		金 額 円
		(県外免許の場合郵便小為替 円分)

- (注) 1 ※欄は記入しないこと。該当する不動文字を○で囲むこと。
2 添付書類 イ 遅延理由書(変更を生じた日から30日を経過した場合)
ロ 次のいずれかの書類であって変更前及び変更後の本籍地都道府県名(国籍)及び氏名が確認できるもの
(1) 戸籍の謄本又は抄本(発行の日から6か月以内のもの)
(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載した住民票の写し
その他身分を証する書類の写し(申請者が出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中长期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者である場合に限る。)
(3) 旅券その他の身分を証する書類の写し(申請者が出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者である場合に限る。)
ハ 免許証(免状)
3 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第3号の2(第4条関係)

ホチキス位置

□准看護師免許証再交付申請書
(旧規則 免状) □(助産婦謄本交付)

登録番号	第				号	登録年月日	元号					年			月			日
------	---	--	--	--	---	-------	----	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

登録都道府県	都道府県
--------	------

本籍地コード			
本籍(国籍)		都道	府県

フリガナ	(氏)		(名)
氏名			

性	F
	女
別	M
	男

生年月日	元号					年			月			日
------	----	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

上記の 免許証(免状)を(1亡失・2毀損・3焼失・4その他)したので、(関係書類・免許証)を添えて再交付を申請します。(□助産婦謄本交付申請します。)

年 月 日

住所	(〒)
申請者氏名	
印	
連絡先電話	

福岡県知事 殿

※医療指導課受付印	※保健福祉(環境)事務所受付印	※申請手数料収入
		番号 No. _____
		年月日 _____
		金額 _____ 円
		_____ 印
		(県外免許の場合郵便小為替 円分)

- (注) 1 ※欄は記入しないこと。該当する不動文字を○で囲むこと。
 2 添付書類 イ 調査及び意見書(保健福祉(環境)事務所添付)
 ロ 次のいずれかの書類
 (1) 住民票の写し(戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者については住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したもの)に限る。)
 (2) 旅券その他の身分を証する書類の写し(申請者が出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者である場合に限る。)
 ハ 毀損の場合は、その免許証(免状)。
 ニ 遅延証明、本人の申立書等があるときは、ロの(1)または(2)の後に添付のこと。
 3 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第3号の3(第4条関係)

ホチキス位置

簿 (名 簿) 登 録 抹 消 (消 除) 申 請 書

登 録 番 号 第		号	登 録 年 月 日	元 号		年		月		日
-----------	--	---	-----------	-----	--	---	--	---	--	---

本 籍 地 コード	
-----------	--

登 録 者 の 本 籍 (国 籍)	都 道 府 県
------------------------	------------

フリガナ	(氏)	(名)
------	-----	-----

登 録 者 の 氏 名	

性 別	F 女
	M 男

登 録 者 の 生 年 月 日	元 号		年		月		日
--------------------	-----	--	---	--	---	--	---

抹 消 理 由 の 生 じ た 年 月 日	元 号		年		月		日
--------------------------	-----	--	---	--	---	--	---

抹 消 理 由	1 厚生労働大臣免許取得	2 死亡	3 その他
---------	--------------	------	-------

上記により、 籍(名簿)の登録を抹消(消除)されたく免許証(免状)及び関係書類を添えて申請します。

年 月 日

住 所	(〒)				
申 請 者 氏 名		印	続柄	連 絡 先 () 電 話	—

福岡県知事 殿

※ 医 療 指 導 課 受 付 印	※ 保 健 福 祉 (環 境) 事 務 所 受 付 印
-------------------	-------------------------------

※ 抹 消 (消 除) 年 月 日

--	--

- (注) 1 ※欄は記入しないこと。該当する不動文字を○で囲むこと。
 2 死亡又は失踪の宣言を受けたことによる登録の抹消(削除)申請の場合には、死亡確認書、死体検案書若しくは戸籍謄(抄)本又は失踪宣言を受けたことを証する書類を添付すること。
 3 前号による申請の場合に、提出期限(30日)を過ぎたときは、遅延理由書を添付すること。
 4 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第4号(第4条)

免 許 証 返 納 書

1 登 録 番 号

2 { 免許証を発見した
免許取消処分を受けた } 年月日

上記のとおり { 亡失した免許証を発見した
免許取消処分を受けた } ので、 { 亡失に係る免許証
免許証 } を返納しま

す。

年 月 日

住 所

氏 名

印

福岡県知事 殿

- 備考 1 返納期限(5日)を過ぎたときは、遅延理由書を添付すること。
2 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第5号(第4条)

試験合格証明書交付申請書

- 1 使用目的
- 2 提出先
- 3 試験合格年月日
- 4 試験合格番号

上記のとおり試験合格につき証明書を交付されたく申請します。

年 月 日

住 所

氏 名



年 月 日生

福岡県知事 殿

備考 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第6号(第5条関係)

年度 福岡県准看護師試験						受験番号 ※第 号	
受 験 願 書							
フリガナ(氏)	(名)	※	本 籍	本籍コード			性 別
氏 名			(国籍)		都道府県	女 F	男 M
フリガナ			生 年	元号			
通 称 名			月 日		年	月	日
現住所	〒 TEL() -						
学 歴	学 校 名		在 学 期 間				
	中学校		年 月入学・ 年 月卒 業				
			卒 業 年 月入学・ 年 月卒業見込				
			卒 業 年 月入学・ 年 月卒業見込				
				学校コード			
卒 業 (見 込) 証 明 書							
<p style="text-align: center;">元号</p> <p>上記の者は 年 月 日に、本校を 1 卒 業 の者 2 卒業見込</p> <p>であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">養成施設(学校)名 印 施設(学校)長名</p>							
<p>福岡県准看護師試験を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>福岡県知事 殿</p>							
※県内保健福祉(環境) 事務所受付印 手数料 円							

様式第7号(第6条関係)

合格証書

受 験 番 号	第 号
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生
本 籍 地 (国 籍)	

上記の者は、 年 月施行の 年度福岡県准看護師試験に合格したことを証する。

年 月 日

福岡県知事

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

議 会

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めた。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県議会議長 松本 國 寛

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則

福岡県議会会議規則(昭和三十一年九月十七日議決)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第三条中「届出でなければ」を「届け出なければ」に改める。

第四条第二項中「但し」を「ただし」に改める。

第五条第二項中「定まった」を「定まった」に改め、同条第三項中「認めるときは」

の下に、「前項の様式により」を加え、「その他」を「その他」に、「基く」を「基づく」に改める。

第七条中「但し」を「ただし」に改める。

第八条第二項中「もつて」を「もって」に改める。

第九条中「又は第八号様式」を「若しくは第八号様式」に、「文書及び」を「文書又は」に、「もつて」を「もって」に改める。

第十条第一項中「成規」を「所定」に改める。

第十一条第三項中「但し」を「ただし」に、「もつて」を「もって」に、「替える」

を「代える」に改める。

第十二条第一項中「なった」を「なった」に改め、同条第二項中「全部」を「全員」に改める。

第十四条中「外」を「ほか」に改める。

第十五条の見出し中「作製」を「作成」に改め、同条中「議事日程」を「議事日程」に改める。

第十六条中「必要」を「必要」に改める。

第十七条中「すみやか」を「速やか」に改める。

第十八条の二中「提出者」を「提出者」に、「申し出」を「申出」に改める。

第十九条中「なった」を「なった」に改める。

第二十条中「終わった」を「終わった」に改める。

第二十一条中「あつた」を「あつた」に、「行ない」を「行い」に、「終つて」を「終わって」に改める。

第二十二条第一項中「但し」を「ただし」に改める。

第二十三条第一項中「第十二号様式による文書をもつて」を「第十二号様式により」に改め、「議長に」の下に「発言通告書」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十四条中「若しくは」を「又は」に改める。

第二十五条中「すべて」を「全て」に改める。

第二十六条中「つかなければ」を「着かなければ」に、「但し」を「ただし」に、「終つた後」を「終わった後は」に改める。

第二十六条の二中「その他」を「その他」に改める。

第二十七条中「終つた」を「終わった」に、「宣告」を「宣告」に改める。

第二十八条中「日時場所」を「日時、場所」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十九条中「但し」を「ただし」に改める。

第三十条第一項中「申出で」を「申出がある場合」に改め、「第九十九条」を削り、同条第二項中「関係人等」を「関係人」に、「申し出なければ」を「申し出なければ」に改め、同条第三項中「うけた」を「受けた」に、「選挙人等」を「選挙人その他の関係人」に、「並びに」を「及び」に改める。

第三十二条中「第十五号様式による文書をもつて」を「第十五号様式により」に改める。

第三十三条第二項中「あつた」を「あつた」に改める。

第三十四条第二項中「申し出なければ」を「申し出なければ」に改める。

第三十五条第一項中「並びに」を「及び」に改める。

第三十七条中「正当の」を「正当な」に改める。
第三十八条第一項中「成規」を「所定」に改める。
第四十条中「議決」を「表決」に改める。

第四十一条の見出しを「(問題の宣告)」に改める。
第四十二条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第四十五条中「又は」を「、又は」に、「、出席議員」を「出席議員」に改める。

第四十六条(見出しを含む。)中「入口」を「出入口」に改める。

第四十八条中「、その氏名」を「その氏名」に改める。

第四十九条第一項中「終った」を「終わった」に改める。

第五十一条第一項中「並びに」を「及び」に改める。

第五十七条の見出し中「通知」を「告知」に改め、同条第二項中「定まつた」を「定まつた」に、「文書をもつて通知」を「告知」に改める。

第五十八条中「ならなかつた」を「ならなかつた」に改める。

第五十九条中「若しくは、前条」を「又は前条」に改める。

第六十条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第六十四条第一項中「従い」を「ついて」に、「左の区分により」を「次の区分に従い」に、「議会」を「議長」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改める。

第十八章を第十九章とし、第十七章を第十八章とし、第十六章を第十七章とし、第十五章を第十六章とし、第十四章を第十五章とし、第十三章を第十四章とし、第十二章を第十三章とし、第十一章の次に次の一章を加える。

第十二章 公聴会及び参考人

(公聴会の開催手続)

第六十四条の二 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示しなければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第六十四条の三 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人)

第六十四条の四 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会運営委員会の議を経て議長が定め、本人にその旨を通知する。

(発言時間等の公平)

第六十四条の五 公聴会においては、公述人の賛成者と反対者の数及び発言時間は、公平に定めなければならない。

(公述人の発言)

第六十四条の六 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(公述人の発言内容)

第六十四条の七 公述人の発言は、案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人の発言が案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、議長は、これを制止し、その命に従わないときは、発言を禁止し、又は退場を命ずることが出来る。

(公述人に対する質疑)

第六十四条の八 議員は、議長の許可を得て、公述人に質疑をすることができる。ただし、公述人は、議員に質疑することはできない。

(参考人)

第六十四条の九 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人における日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前三条の規定を準用する。

第六十五条第一項中「辞職」を「、辞職」に改める。

第六十九条中「但し」を「ただし」に改める。

第七十条中「又は」を「若しくは」に、「若しくは、みだりに」を「又はみだりに」に、「はなれて」を「離れて」に改める。

第七十一条中「秘密会議」を「秘密会」に改める。

第七十三条中「理由を付した文書をもつて」を「、理由を付して」に、「成規」を「所定」に改める。

第七十六条第一項中「訊問」を「尋問」に改め、同条第二項中「申出なければ」を「

申し出なければ」に、同条第三項中「第二十九号様式」を「第二十九号様式」に改める。

第七十七条第一項中「自己」を「自己」に、「自ら」を「自ら」に、同条第二項中「代つて」を「代わって」に改める。

第七十八条の見出し中「または」を「又は」に改める。

第八十一条中「なかつた」を「なかつた」に改める。

第八十三条中「外」を「ほか」に改める。

第八十五条中「但し」を「ただし」に、「取消された」を「取り消された」に改める。

第八十六条中「外」を「ほか」に改める。

第八十七条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第八十九条中「但し」を「ただし」に改める。

第一号様式中「第 回県議会」を「 年 月 第 回福岡県議会」に改める。

第二号様式中「第 回県議会」を「 年 月 第 回福岡県議会（ 会）」に改める。

第三号様式中「第 回県議会」を「 年 月 第 回福岡県議会（ 会）」及び「

第 番地」を「 区 丁目 番 号」に改める。

第五号様式及び第六号様式中「福議事」を削り、「第 回県議会」を「 年 月 第 回福岡県議会」に改める。

第七号様式中「福議事」を削り、「なつても」を「なつても」に改める。

第八号様式中「福議事」を削り、「至つた」を「至つた」に改める。

第九号様式及び第九号の二様式を次のように改める。

第9号様式(第10条関係)

備考

議案提出第 号議案

条例の制定について

標記の条例案を次の理由により提出する。

平成 年 月 日

提出者 福岡県議会議長 殿

賛成者 福岡県議会議員 氏

反対者 福岡県議会議員 氏

提出者の数が議員定数の十二分の一以上が必要

反対者の数が議員定数の十二分の一以上であるとき、賛成者は不要

第9号の2様式(第10条関係)

委員会提出第 号議案

条例の制定について

標記の条例案を次の理由により提出する。

理由

平成 年 月 日

提出者 福岡県議会議長 殿

委員会委員長 氏

名 姓

第十一号様式中「全部」を「全員」に改める。
第十二号様式を次のように改める。

第12号様式(第23条関係)

備考 事務局長は、必要に応じて増設し、又は削除して差し支えないこと。

会 派 名	要 旨
議 員 名	
議 員 位 派	
認 代 表 者 印	要 出 席 者

平成 年 月 日
福岡県議会議長 殿
福岡県議会議員 氏 名
左記に於て発言したいので通告します。
発言通告書
記

第十三号様式その一を次のように改める。

第13号様式その1(第28条関係)

平成 年 第 号	月 日	起案	月 日	決裁	月 日	施行
議 長		副 議 長		事務局長		次 長
委員 長		副 委 員 長		課 長		

委員 会 開 催 伺

あて先

1 開催日時
2 開催場所
3 案 件

備 考

第十三号様式その二中「委員 殿」を「○○委員会各委員 殿」に改める。

第十四号様式中「開催について」を「開催について(通知)」に改める。
第十五号様式を次のように改める。

第15号様式(第22条関係)

備考 事務局長は、必要に応じて増設し、又は削除して差し支えないこと。

平成 年 第 号	月 日	起案	月 日	決裁
議 長		副 議 長		事務局長
				課 長

委員 派 遣 承 認 願

福岡県議会議長 殿

○○委員会委員長 氏 名

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、御承認願います。

1 期 間

2 目的(調査、視察事項)

3 派 遣 先

4 派遣委員名

第十六号様式中「付託」を「付託」に改める。

第十七号様式中「委員長」を「○○委員会委員長」に改める。

第十九号様式を次のように改める。

第19号様式(第56条関係)

福岡県議会議会投票	被選挙人
-----------	------

第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式(第62条関係)

年 月 第 回福岡県議会(会)	請 願 文 書 表
請 願 番 号	件 名
第 号	
提出者 住所名 氏名 (代表者名)	
要 旨	
紹介議員	

第二十二号様式中「委員会」を「〇〇委員会」に、「第 回県議会」を「年 月第 回福岡県議会」に改める。

第二十四号様式中「付申し申のあった」を「付け申申があった」に、備考中「つける」を「つける」に改める。

第二十五号様式中「申し申」を「申」に改める。

第二十六号様式中「申」を「申」に、「申し申」を「申」に改める。

第二十九号様式中「次の」を「下記の」に、「説明」を「説明」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十四号中「六週間」を「八週間」に改める。

第十六条第一項第十五号を次のように改める。

十五 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

イ 当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことを行う。）

ロ 当該子が在籍する学校等が実施する行事で人事委員会が定めるものへの参加

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第4号

事 務 局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第二十二号中「第十六条第一項第十五号」を「第十六条第一項第十五号イ」に、「子の看護休暇」を「子育て支援休暇」に改め、同表給与公平課の項第一項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

23 第十六条第一項第十五号ロの規定により、子育て支援休暇の対象となる学校等が実

施する行事を定めること。
附 則
この訓令は、公布の日から施行する。